

令和6年度「誰も知らない静岡県立工科短期大学の魅力」広報活動業務  
仕様書

- 1 事業の実施主体（契約主体）  
静岡県立工科短期大学沼津キャンパス長
- 2 事業の目的、委託業務名、契約期間  
同広報活動業務企画提案実施要領のとおり
- 3 業務内容  
有意性のあるターゲットへ、高い就職率、実習の内容に加え、受験意欲を喚起する本校の魅力を、進学情報アプリへの掲載・SNS広告配信による誘導ほか効果的な広報活動を実施する

実施項目	想定ターゲット	期待する規模等
進学情報アプリへの広告出稿 (概要、在校生からのメッセージ等、魅力紹介等)	高校1、2年生（令和8年度入学生募集）	他教育機関が行う広報活動と同等以上
web 広告配信 (概要、在校生からのメッセージ等魅力紹介等)	高校3年生と保護者世代（令和7年度入学生募集）	
その他上記を効果的にする広報活動（メディアクロス等）	上記のほか、周辺層や想定外	既存の手法にとらわれず挑戦的
効果測定（到達度、次回への提案等）	—	履行確認を容易にし継続的・効果的な広報活動に資する

4 注意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、県と詳細にわたり打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて県に報告を行うこと。

5 受託者の責務

- (1) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の過程において県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は業務内容に予測しない変更が生じた場合は、県と協議の上、これを解決するものとする。

## 6 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 委託事業により作成した制作物などの著作権は全て、県に帰属するものとし、県及び県が指定するものが修正等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

## 7 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記「契約期間」の終了後においても同様とする。

## 8 その他

- (1) 提示した仕様に対し不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を提示すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに県の指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項について協議の上決定するものとする。